

取組事項一覧

1 推進体制の整備			
	新規／継続	項目	取組事項
	継続	① 障害者雇用推進者	障害者雇用推進者（警務部長）の下、岐阜県警察障がい者活躍推進計画（以下「計画」という。）に基づく取組を着実に進めます。
	継続	② 「障がい者活躍推進チーム」の設置	障害者雇用推進者、警務部警務課長、警察本部関係各所属長及び障がいのある職員で構成する「障がい者活躍推進チーム」を設置し、計画の実施状況のフォローアップを行います。
	継続	③ 「障がい者雇用連絡会議」の強化	障がいのある職員が働きやすく、継続して勤務できる職場環境づくりに向けた県知事部局等との連携を進めます。
	継続	④ 「障害者職業生活相談員」の充実	障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）について、岐阜労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させ、人員の充実を進めます。
2 職務の選定			
	新規／継続	項目	取組事項
	継続	① 面談等を通じた障がい特性等の認識共有	期首面談など定期的な面談を通じ、障がいの特性やスキル、得意分野や希望など、職員本人と職場との間で認識を共有し、業務とのマッチングに繋がります。
	継続	② 「障害者職業生活相談員」の活用	障害者職業生活相談員が、必要に応じて、業務に関する助言を行います。
	継続	③ 業務の創出に向けた調査の実施	障がいのある職員に適した業務の掘り起こしや複数作業の組合せによる新規業務創出のための調査を行います。
3 環境整備・サポート体制			
	新規／継続	項目	取組事項
(1) 職場環境	継続	① 障がいに関する理解促進・啓発のための研修	研修会の実施を通じ、障がい特性の理解やサポートに係る職員の理解促進等に繋がります。
	継続	② 障がいに関する理解促進等に関するマニュアルの活用	「障がい者雇用に関するQ&A」や「障がいのある方への配慮マニュアル」等を活用し、障がい特性を理解した上での適切な配慮の実施等に繋がります。
	継続	③ 定期的な面談等を通じた必要な配慮の把握と継続的に必要な措置の実施	期首面談などの定期的な面談を通じ、本人の障がいの特性に応じた配慮を把握し、個別具体的な措置を講じていきます。
	継続	④ 各所属の次席・警務課長等による相談	障がいのある職員が一番身近な支援担当者として、各所属の次席、警務課長等が、必要に応じて面談等を行うとともに、解決に向けて、障害者職業生活相談員と連携を図ります。
	継続	⑤ 多様な相談先との連携	健康管理医や保健師のほか、地域の就労支援機関や労働局、公共職業安定所などの外部の多様な相談先との連携を図り、様々な相談に対応できる体制を構築します。
	継続	⑥ 障がい特性に配慮した施設の整備や福利厚生施設の整備等	多目的トイレの設置など、安心して利用できる施設の整備に計画的に取り組むとともに、休憩施設等の利用の周知を図ります。
	継続	⑦ 障がい特性に応じた就労支援機器の導入	障がいの特性に応じ、業務の遂行に必要な機器の調達を検討します。
(2) 募集・採用	継続	① 採用試験の周知	地元大学、特別支援学校等に、障がい者を対象とした職員採用試験を案内するなど、障がいのある人が必要な情報を得られるよう対応します。
	継続	② 点字版の試験案内の作成	点字による採用試験案内を作成し、配布します。
	継続	③ 募集案内時の対応	募集案内の県ホームページ掲載に当たっては、ウェブアクセシビリティを確保するとともに、ハローワーク等を通じた募集を行うなど、障がい者が必要な情報を得られやすい募集に取り組みます。
	継続	④ 採用選考時の対応	点字、音声読み上げソフトの使用等による出題、口述試験時の就労支援機関等職員の同席を可能とするなどの合理的配慮の提供に取り組めます。
	継続	⑤ 障がいに関する理解促進等に関するマニュアルの活用【再掲】	「障がい者雇用に関するQ&A」や「障がいのある方への配慮マニュアル」を活用し、障がい特性を理解した上での適切な配慮の実施等に繋がります。 【再掲：（1）職場環境②「障がいに関する理解促進等に関するマニュアルの活用」】
(3) 働き方	継続	① 障がい特性等を踏まえた人事配置	定期的な面談を通じ、障がいの特性や能力、希望等を把握した上で、適切な配置となるよう努めます。
	継続	② 各種休暇の取得促進	治療と仕事の両立に向け、障がいの程度や状況に応じた休暇が安心して取得できるよう、職場全体で各種休暇の取得を促進します。
	【新規】	③ 定着率の向上	不本意な離職者を極力生じさせないようにすることで、定着率の向上を図ります。
4 優先調達			
	新規／継続	項目	取組事項
	継続	① 障害者優先調達推進方針に基づく調達	毎年度策定する「岐阜県障害者優先調達推進方針」に基づく取組を進めるとともに、中長期的な観点から調達内容の充実に資する取組を進めます。
	継続	② 「ハート購入制度」に基づく調達	県独自の「ハート購入制度」を活用した調達について、中長期的な観点から調達内容の充実に資する取組を進めます。
	継続	③ 障がい者雇用に取り組む事業者の評価	プロポーザル方式などを用いた発注事業の評価において、障がい者雇用に取り組む事業者への加点を推奨します。